

しりょう
資料 5

かながわけん とうじしゃ めせん しょうがいふくし すいしん じょうれい
神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例
い しゃかい めざ
～ともに生きる社会を目指して～
みなお
の見直しについて

れいわ ねん がつ にち
令和7年9月4日
ふくしこ きょくきょうせいすいしんほんぶしつ
福祉子どもみらい局共生推進本部室

とうじしゃ めせんじょうれい じゅうなん かだん みなお やくそく 「当事者目線条例」は柔軟・果斷に見直すことがお約束

とうじしゃめせんじょうれい ○当事者目線条例

ふそく ちじ じょうれい
【附則】2 知事は、この条例
の施行の日から起算して5年を
経過するごとに、この条例の施
行の状況について検討を加え、
その結果に基づいて必要な措置
を講ずるものとする。

せこうび れいわ ねん がつ にち
施行日：令和5年4月1日

げんじてん かいせい ひつよう ぶぶん
⇒現時点で改正が必要な部分については、附則で定める
ねん みなお ま かいせい
5年ごとの見直しを待たずに改正する。

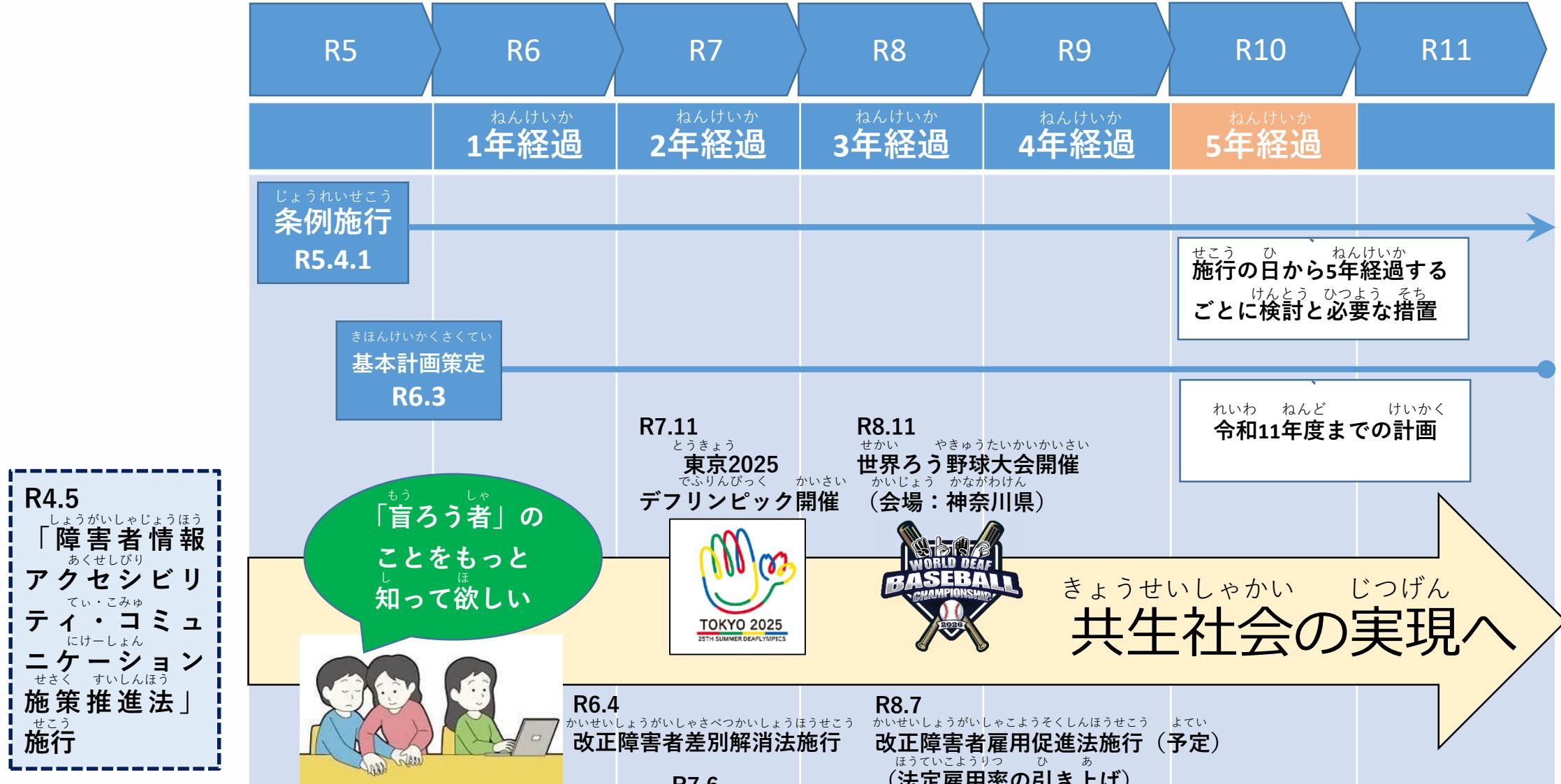
ふたい いけん ○付帯意見

ていけんたい ごう ぎあん かながわけん とうじしゃめせん しょうがいふくし
定県第74号議案 神奈川県当事者目線の障害福祉
すいしんじょうれい つぎ いけん つ げんあん
推進条例については、次の意見を付け原案のとお
り可決すべきものと決した。

い けん 意 見

せさく すいしん しょうがいとうじしゃ かぞく
施策の推進にあたっては、障害当事者とご家族の
たよう にーず たいおう う い たいせい
多様なニーズに対応できる受け入れ体制のさらな
せいび かくじゅう にな て じんざい いくせい かくほ しょぐうかい
る整備・拡充、担い手人材の育成・確保と待遇改
ぜん じっこうせい たんぽ ざいせいしょん すいしんたいせい
善、実効性を担保するための財政支援と推進体制
きのうきょうか つと しょじょうせい へんか おう
の機能強化に努めるとともに、諸情勢の変化に応
じ柔軟かつ果斷に見直しを行うこと。

じょうれいせこうご じょうせい 条例施行後の情勢など



条例の見直しの方向性について

れいわ ねんど だい かいていれいかい ちじとうべん ばっすい
令和7年度第2回定例会における知事答弁 (抜粋)

もう しゃ しえん じゅうじつ
○盲ろう者への支援の充実について

けん せっち しょう とうじしゃ こうせい かいぎ もう しゃ いいん もう
 • 県が設置した障がい当事者のみで構成する会議の盲ろう者の委員からは、「盲ろう
 をもっと知ってほしい」などの意見をいただいており、普及啓発を強化する必要性を
 感じています。

もう しゃ がいぶ じょうほう あくせす こみゅにけーしょん
 • また、とりわけ盲ろう者は、外部からの情報へのアクセスやコミュニケーションに
 大変な困難があるため、今後想定される大規模災害時も含め、より一層の支援の充実
 を図っていく必要があります。

けん かながわけん とうじしゃめせん しょうがいふくしすいしんじょうれい しょう しゃ じょうほうほしょう
 • そこで県は、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」に、障がい者の情報保障
 や意思疎通手段の確保等を盛り込み、その対象として「盲ろう者」を明記することを
 検討します。

かいせい すけじゅーる しょうさい みてい
※改正スケジュールなど、詳細は未定
 Kanagawa Prefectural Government